

J R 東海労働組合新幹線関西地「申」第40号
2015年3月13日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

管理者による不祥事に関する申し入れ

今年1月、新大阪駅助役による制服紛失や1月22日の出勤遅延、3月1日の大阪第一運輸所当直助役の出勤遅延などの管理者による不祥事が連続して発生している。

職場ではこれらの事象について事実が明らかにされていない。よって以下の通り申し入れるので協議の場を設定すること。

記

1. 1月、新大阪駅の助役が制服を紛失し、さらには本人が虚偽報告と事実隠蔽していたとする事象について事実を明らかにすること。
2. 3月に新大阪駅社員のみを実施されている制服の点検「貸与被服類の確認について」は新大阪駅助役が制服を紛失したことと関連があるのか。明らかにすること。
3. 1月22日、新大阪駅の助役が出勤遅延となった事象について、事実を明らかにすること。
4. 1月22日の事象は、本人が出勤しようとして新幹線に乗車した通勤途上において発生した「沿線火災」によって「出勤遅延」となった事象であり、通勤障害の扱いとすべきであると考え。会社の見解を明らかにすること。
5. 3月1日、大阪第一運輸所当直助役が出勤遅延となった事象について明らかにすること。
6. 上記の3件の管理者の不祥事の事象について、職場では事実が明らかにされていない。明らかにされない理由を説明すること。
7. 事実を明らかにしないのは、不祥事を発生させた管理者の事実を隠蔽しようという会社の姿勢であり、ここに厳重に抗議する。会社の見解を明らかにすること。
8. 管理者、一般社員の分け隔てなく社員の不祥事については本人への責任追及を止め原因究明の姿勢に改めること。

以上